

第3問

被告人 X は、平成 21 年 1 月 1 日午前 4 時ころ、飲食店 A で勤務中の女友達 B と話していたところ、店長の C から長い話はだめだと言われて一方的に電話を切られた。立腹した被告人は、再三にわたり電話をかけ直して B の取次ぎを求めたが、C に拒否された上侮辱的な言葉を浴びせられて憤激し、A に押しかけようと決意して、同行を渋る友人 Y を強く説得し、包丁(刃渡り約 14.5cm)を持たせて一緒にタクシーで同店に向かった。

X は、タクシー内で、自分も C とは面識がないのに、Y に対し、「俺は顔が知られているからお前先に行ってくれ。けんかになったらお前を放っておかない」などと言い、さらに、C を殺害することもやむを得ないとの意思の下に、「やられたらナイフを使え」と指示するなどして説得した。

同日午前 5 時ころ、A 店付近到着後、X は、Y を同店出入口付近に行かせ、少し離れた場所で同店から出てきた B と話をしたりして待機していた。Y は、内心では C に対し自分から進んで暴行を加えるまでの意思はなかったものの、同店出入口付近で X の指示を待っていたところ、予想外にも、同店から出てきた C に X と取り違えられ、いきなりえり首をつかまれて引きずりまわされた上、手けん等で顔面を殴打されコンクリートの路上に転倒させられた。そして、C が隠し持っていた長包丁(刃渡り約 34.5cm)を取り出したのを見た Y は、頼みとする X の加勢も得られないので、自己の生命身体を防衛するために、とっさに包丁を取り出し、X の前記指示どおり包丁を使用して C を殺害することになってやむを得ないと決意し、X との共謀の下に、包丁で C の左胸部を一回突き刺し、心臓刺傷による急性失血により同人を死亡させた。

X と Y の罪責を述べよ。なお、特別法の検討はしなくてよい。

参考判例：最高裁第二小法廷 平成 4 年 6 月 5 日決定